

舞鶴市再犯防止推進計画（案）

【概要版】

舞鶴市

第1章 計画について

1. 計画策定の背景・目的

▶我が国における犯罪をめぐる情勢は、刑法犯の検挙人数そのものが全国的に年々減少している一方で、検挙者に占める再犯者の割合は年々増加を続け、近年は約50%に近づいている。犯罪を減らすためには、再犯を防止することが重要な取り組みであるということが認識されるようになった。

▶平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）が公布・施行され、地方公共団体は地域の実情に応じて必要な施策を策定・実施する責務を有することが明記されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされた。

▶これを受け、犯罪等をした人の円滑な社会復帰を支援し、市民の犯罪被害の防止を目的とした「舞鶴市再犯防止推進計画」を策定し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

2. 計画の位置付け

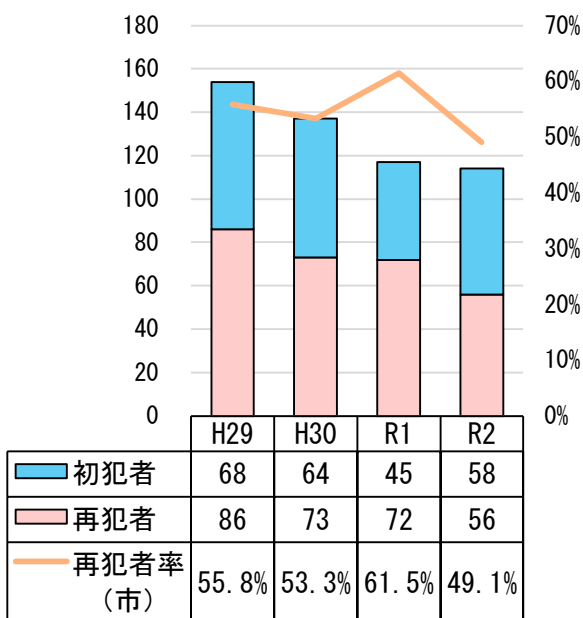
▶再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として位置付ける。

3. 計画期間

▶本計画の期間は、令和4年度～令和10年度までの7年間とする。

第2章 本市の再犯を取り巻く現状

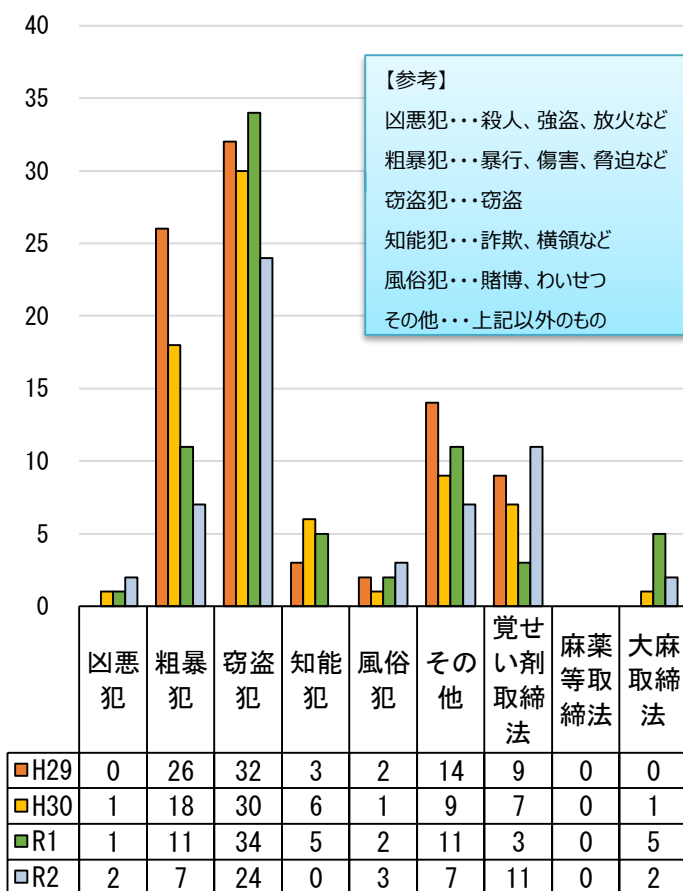
本市の検挙者数と再犯者の推移
(刑法犯+特別法犯)



▶本市の検挙者数は年々減少。しかし、そのうちに占める再犯者の数は5割前後を推移している。

▶本市の再犯者を罪名別にみると、窃盗犯が最も多く、全体の4割を占める。

本市の再犯者（刑法犯+特別法犯）の罪名



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本方針

▶再犯防止を推進するためには、犯罪等をした人自身の更生意欲が何よりも重要ではあるが、安定した住居や収入、地域社会で孤立しないための支援も必要。その両輪が揃ってこそ、更生の道を歩む環境が整う。

▶本計画では、犯罪等をした人が、保健医療や福祉などのサービスを必要に応じて適切に受けることができる体制づくりを推進し、地域社会において孤立感を持つことなく、社会復帰を果たしていくための支援を行う。

2. 取り組むべき重点課題

▶本計画では、国や府の計画を踏まえ、犯罪等をした人が円滑に社会の一員として復帰することができるように、以下の5つの重点課題に取り組む。

- 1 ワンストップで切れ目のない保健医療・福祉サービスの提供
- 2 就労・住宅の確保による生活基盤の安定
- 3 若者の学びを止めないための修学支援
- 4 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた居場所の確保
- 5 犯罪等をした人を温かく見守る地域や支援者の輪づくり

第4章 重点課題ごとの具体的な施策

1. ワンストップで切れ目のない保健医療・福祉サービスの提供



(1)誰もが必要なサービスを受けられる

支援体制づくり

- ワンストップ窓口で対象者に寄り添った伴走型支援の実施
- 庁内連絡会議による総合支援 など

(2)薬物乱用の防止に係る啓発等

- 街頭補導活動の実施や薬物乱用防止教育の推進
- 薬物・危険ドラッグ乱用防止の広報・啓発 など

2. 就労・住宅の確保による生活基盤の安定



(1)就労の支援

- 舞鶴地区保護司会が推薦する者に対する就労支援
- 様々な課題を抱えた人の就労支援 など

(2)住宅の支援

- 市営住宅での受け入れ
- 生活困窮者に対する安定した住居確保 など

3. 若者の学びを止めないための修学支援



(1)若者の学びを止めないための修学支援

- 子ども・子育てに関する総合相談の実施
- 街頭補導活動等の実施や薬物乱用防止教育の推進 など

(2)本人の意向・特性・能力に応じた修学支援、 学習機会の提供

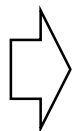
- 警察や京都府当と連携し、非行等の課題がある児童生徒への立ち直り支援 など

4. 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた居場所の確保



- 舞鶴市ボランティアセンターにおける支援
- 地域が主体となった地域活動の促進 など

5. 犯罪等をした人を温かく見守る地域や支援者の輪づくり



(1)広報・啓発活動

- 毎年7月の「社会を明るくする運動」や「青少年の非行・被害防止全国強調月間」における、広報・啓発活動
- 再犯防止に関する人権啓発 など

(2)更生保護に取り組む民間団体

・協力者の輪づくり

- 本市HP等による民間協力者の活動周知などの支援
- 住民が主体となった地域活動の促進 など

第5章 推進体制

1 支援者のネットワークづくり

▶刑事司法関係機関や地域の更生保護に関わる団体が有機的に連携し、対象者に対する包括的な支援を行うため、各団体のネットワーク化を図る。

2 対象者に寄り添った庁内支援体制の構築

- ▶再犯等をした人が抱える様々な問題をワンストップで受け、伴走型の支援を行う。
- ▶多岐にわたる相談内容には、「庁内連絡会議」において情報共有し、所管を超えた横断的な支援を行う。

3 計画の点検・評価

▶「舞鶴市再犯防止推進計画策定懇話会」を母体とした点検・評価の体制を構築する。